

平成30年度スマートものづくり応援隊事業「指導者育成（スクール）事業」

の講師等業務

プロポーザル募集要項

平成30年5月16日

公益財団法人ソフトピアジャパン

IoT推進室

目次

第1	募集の内容	1
1	業務名	
2	業務内容	
3	業務期間	
4	費用の上限	
第2	応募に係る事項	2
1	参加の要件	
2	実施提案書の作成	
3	応募の手続等	
(1)	スケジュール	
(2)	募集要項等の配布	
(3)	募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表	
(4)	参加申込書の受付	
(5)	実施提案書等、書類の受付	
(6)	プロポーザル参加に際しての注意事項	
(7)	見積書作成に当たっての注意事項	
第3	問い合わせ先及び各種書類の提出先	6
第4	審査に係る事項	6
1	審査方法	
2	プロポーザル評価会議	
3	評価項目及び評価内容	
4	最優秀提案者の選定	
5	提案者が1者またはない場合の取り扱い	
6	選定結果の通知及び公表	
第5	契約の締結	7
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
1	業務の一括再請負の禁止	
2	個人情報保護	
3	守秘義務	
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	7
1	請負者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第8	その他	7
別表	評価項目及び評価内容	8

平成 30 年度スマートものづくり応援隊事業「指導者育成（スクール）事業」の講師等業務 プロポーザル募集要項

近年、海外における人件費高騰などを受け、国内でのものづくりが再評価されつつある中、この流れを後押しすべく、地域中小企業、小規模事業者の生産性向上を図り、産業集積の基礎体力の強化を図っていくことが重要です。また、ものづくり産業の人手不足が深刻化する中、地域の中小・小規模事業者においても、ITを活用した業務の効率化、ロボットの導入やモノのインターネット（IoT）・ビッグデータ・人工知能（AI）等により、さらなる生産性向上や新規事業開拓に取り組むことが喫緊の課題となっています。

こうした現状を踏まえ、スマートものづくり応援隊事業は、IoTやロボットに知見を有する人材や、製造現場の経験が豊富な人材等が指導者としての汎用的なスキルを身につけるための研修を実施し、育成した指導者を製造業等の中小企業・小規模事業者の現場に派遣することで、こうした企業の生産性向上や新規事業開拓を促進することを目的とします。

スマートものづくり応援隊事業における指導者育成（スクール）事業として、製造現場の経験が豊富な人材や、IoTやロボットに知見を有する人材等が指導者としての汎用的なスキルを身につけるための研修を実施し、育成した指導者を製造業等の中小企業・小規模事業者の現場に派遣することで、こうした企業の生産性向上や新規事業開拓を促進することを目的として、当該スクール事業の講師等業務を民間企業等に依頼します。ついては、請負先を決定する公募型提案に参加する事業者を募集します。

第 1 募集の内容

1 業務名

平成 30 年度スマートものづくり応援隊事業「指導者育成（スクール）事業」の講師等業務

2 業務内容

別添 公益財団法人ソフトピアジャパン「平成 30 年度スマートものづくり応援隊事業「指導者育成（スクール）事業」の講師等業務仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結日から平成 30 年 10 月 19 日まで

4 費用の上限

4,660,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 応募に係る事項

1 参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という）であり、以下の①から⑧まで全ての条件を満たす者であること。

- ①岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者又は登録を申請済みの者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けている者を除く）
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者（同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑧岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

2 実施提案書の作成

以下の項目について、講師等業務の実施提案を、様式1に沿って作成してください。実施提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 講師等業務の概要

- ①講師等業務にかかる費用
- ②業務に従事する人数
- ③効果的に研修を実施するための工夫等

(2) 業務に係る実績・ノウハウ

- ①座学の講師に関連する実績・ノウハウについて
- ②現場カイゼン指導に関連する業績・ノウハウについて

(3) 業務の実施体制

- ・講師等業務実施に係る人員体制（全ての講師の業務歴と経験）を記載してください。

(4) 実施提案者の経験・能力等

- ・経営状況（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ・本業務（交流会・セミナー等の企画開催、事務局の運営等）に類する業務の実施実績
- ・過去の活動内容の概要（概要がわかる資料があれば添付）

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	平成30年5月16日（水）～平成30年6月1日（金）
② 募集要項等に関する質問受付	平成30年5月16日（水）～平成30年6月1日（金）
③ プロポーザル参加申込受付期間	平成30年5月16日（水）～平成30年6月4日（月）
④ 実施提案書受付期間	平成30年5月16日（水）～平成30年6月8日（金）
⑤ プロポーザル評価会議	平成30年6月12日（火）（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	平成30年6月20日（水）（予定）

(2) 募集要項等の配布

- ① 配布日時 **平成30年5月16日（水）～平成30年6月1日（金）まで**
午前9時～午後5時15分（ただし、土曜日、日曜日を除きます。）
- ② 配布場所 公益財団法人ソフトピアジャパン
IoT 推進室
（〒503-8569 大垣市加賀野4丁目1番地7
ソフトピアジャパンセンター6階財団事務所）
※募集要項等は、財団のホームページからもダウンロードできます。
(<http://www.softopia.or.jp/procurement/>) から入手できます。

(3) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
平成30年5月16日（水）～平成30年6月1日（金）午後5時まで
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。
※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
※メール送信の際は、件名に「平成30年度スマートものづくり応援隊事業「指導者育成（スクール）事業」の講師等業務」と記したうえで送信してください。
公益財団法人ソフトピアジャパン
IoT 推進室
（〒503-8569 大垣市加賀野4丁目1番地7）
FAX 0584-77-1107
電子メールアドレス smart@softopia.or.jp
- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、財団のホームページ上にて公開します。
(URL : <http://www.softopia.or.jp/procurement/>)

(4) 参加申込書の受付

①受付期間

平成30年5月16日(水)～平成30年6月4日(月)午後5時まで

②提出方法

実施提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を財団事務所まで持参又は郵送にて提出してください。郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 実施提案書等、書類の受付

①受付期間

平成30年5月16日(水)～平成30年6月8日(金)午後5時まで

②提出書類

ア 実施提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式1)

※ 別表「評価項目及び評価内容」及び別添「業務仕様書」を参考に提案してください。

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(任意様式)

ウ 法人等に関する書類

(a) 概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式2)

(b) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)

(c) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が金融商品取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを提出してください。)

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式3)

③提出部数

5部(正本1部、副本4部)

④提出方法

IoT推進室IoT推進担当あてに持参又は郵送により提出してください。郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- カ 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ク 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

実施提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正等を除き、原則認めません。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

実施提案書の作成に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

- ア 参加申込書（別紙2）を提出した場合であっても、実施提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、実施提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された実施提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 実施提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の午後4時まで（必着）に、辞退届（別紙3）を財団事務所に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

提案金額は、請負期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第3 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒503-8569 大垣市加賀野4丁目1番地7
公益財団法人ソフトピアジャパン
IoT推進室：平塚、難波田、西部、天川
TEL 0584-77-1166
FAX 0584-77-1107
電子メールアドレス smart@softopia.or.jp

第4 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、財団が別に定める構成員により組織された「指導者育成（スクール）事業の講師等業務」プロポーザル評価会議が行います。なお、請負者の選定に当たっては、別表の「評価項目及び評価内容」に基づき、提出書類等を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、実施提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

①開催日時

平成30年6月12日（火）（予定）

②開催場所

ソフトピアジャパンセンタービル内

③注意事項

- ・各提案者からのプレゼンテーションは予定していません。
- ・当日は、構成員から質問が出る場合がありますので、各提案者は連絡が取れるようにしてください。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

上記の評価結果に基づき、評価会議において総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。

5 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点（60点）を満たすときは当該提案者を契約候補者とします。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

①最優秀提案者の名称及び評価点

②全提案者の名称（申込順）

③全提案者の評価点（得点順） ※ただし、応募者が2者の場合は公表しない

③優秀提案者の選定理由

④評価会議構成員の氏名

第5 契約の締結

選定した最優秀提案者（以下、「契約候補者」という）と財団とが協議し、業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、契約候補者と財団との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約額が見積額と同じになるとは限りません。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとします。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再請負の禁止

契約候補者は、契約候補者が行う業務を一括して第三者に請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、財団と協議のうえ、業務の一部を請け負わせることができます。

2 個人情報保護

契約候補者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、財団が定める「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

契約候補者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

財団と契約候補者との契約期間中において、契約候補者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 契約候補者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

契約候補者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、財団は契約の取消しができます。この場合、財団に生じた損害は、契約候補者が賠償するものとします。なお、次期契約候補者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、財団及び契約候補者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、作業期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期契約候補者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

契約候補者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、「指導者育成（スクール）事業の講師等業務」プロポーザル評価会議開催の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

平成 30 年度スマートものづくり応援隊事業「指導者育成（スクール）事業」の講師等業務

別表

評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として採点し、各構成員（3 名）の採点数の合計により算出する。

評価項目及び評価内容		配点
1 業務に係る内容・実績・ノウハウ（60点）		
①	本業務の目的を理解し、事業内容に具体性・確実性はあるか。	10点
②	製造業業務プロセス研修を IT 企業向けに実施した実績やノウハウは豊富か。	25点
③	製造業に対して、IoT によるカイゼン指導の実績とノウハウを持っているか。	25点
2 業務の実施体制及び能力（40点）		
①	業務を請負うための経営能力を有するか。	10点
②	座学及び座学で学んだ内容を活かした現場実習を実施する体制は適切か。	20点
③	事業費の積算は、研修を実施する上で適切なものであるか。	10点
計（100点）		